

令和7年度喜多方市「提案募集型」ネーミングライツ・パートナー 募集要項

喜多方市（以下「本市」という。）では、本市が所有する施設に愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）について、企業等からの提案を募集する「提案募集型」の必要な事項を定める。

1 目的

本市が所有する施設を有効に活用することにより、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設の維持管理・運営費に充てるための新たな財源の確保と知名度、集客力、サービスの向上を図ることを目的とする。

2 対象施設

- (1) ネーミングライツ事業は、本市が所有する文化施設、スポーツ施設、公園、道路、その他の施設の全部又は一部とする。
- (2) 施設の名称の設定に特段の経緯があるもの、庁舎や学校など施設の性格上、ネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設は、対象施設から除外する。
- (3) 提案を予定する施設における対象の可否や申し込みの状況については、提案書類を提出する前に必ず確認すること。

3 応募資格

応募資格を有する者は、法人とする。ただし、法人及び法人役員等が次の事項に該当するものは除くものとする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- イ 喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱による参加資格制限等を受けている者
- ウ 公租公課を滞納している者
- エ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者
- オ 喜多方市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団、同項第2号に規定する暴力団員及び同項第3号に規定する暴力団員等
- カ 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する者（現在の指定管理者及び関連企業は除く。）
- キ その他ネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる者

4 愛称の条件

- (1) 愛称は公共の施設にふさわしく、市民や施設利用者にとって親しみやすく、わかりやすく、呼びやすいものとする。
- (2) 現在の施設名において、特段の経緯等がある場合は、条件を付す場合がある。
- (3) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができない。
 - ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 政治活動、宗教活動又は選挙活動に関するもの
 - オ 社会問題等についての主義又は主張にあたるもの
 - カ 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - キ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの
- (4) 市民や施設利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更は行わない。ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議のうえ変更できるものとする。

5 ネーミングライツ料希望金額、契約期間

- (1) ネーミングライツ料は、提案のあった希望金額を審査により決定する。
- (2) 契約期間は、契約日から3年以上（最長5年）とし、終期は年度末（3月31日）とする。
- (3) 契約初年度が1年に満たない場合は、年額を12で除した数に初年度の契約月数（1月に満たない場合は1月とする。）を乗じて得た月割計算とする。なお、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

6 費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担は、次のとおりとする。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
看板の新設及び既存看板の変更及び維持管理		○
契約期間終了時の原状回復		○
市が作成する印刷物（パンフレット、封筒等）や市ホームページの変更	○	

※ 看板等の新設・変更は、施設管理者と協議することとし、「福島県屋外広告物条例」「喜多方市景観条例」「喜多方市景観色彩ガイドライン」等を遵守すること。

7 申込方法

- (1) 提出書類
 - ア 「提案募集型」ネーミングライツ・パートナー事業申込書（別紙様式）
 - イ 会社の概要がわかるもの（企業案内パンフレット等）
 - ウ 印鑑登録証明書
 - エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
 - オ 決算報告書（直近3年分）
 - カ 納税証明書（法人税、法人事業税、法人住民税：募集年度を含む直近2年度分）
 - キ 企業としての社会貢献活動等の実績、計画が確認できるもの（報道記事等）

ク その他必要と認めるもの

(2) 申込期間

令和7年11月4日から平成8年3月31日まで（令和8年度は新たに募集予定）

※ ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日などの閉庁日を除く。

(3) 提出先（(1)に掲げる書類を持参または郵送）

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2

喜多方市総務部財政課 電話 0241-24-5252

喜多方市総務部財政課

(4) 留意事項

ア 応募にかかる費用は、全額応募者の負担とする。

イ 必要に応じて追加書類の提出を求める場合がある。

ウ 提出された書類は返却しない。

エ 提出された書類は、ネーミングライツ・パートナーの選考に使用するほか、関係機関との協議の際に提示することがある。

オ 提出された書類は、喜多方市情報公開条例に基づき公開することがある。

8 選定方法

- (1) 喜多方市ネーミングライツ・パートナー審査委員会において、次の事項を総合的な審査を行い、その結果を踏まえて決定します。必要に応じて申込者との調整を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定する。

No.	審査項目	審査内容	配点
1	ネーミングライツ料	応募金額の妥当性	40 点
2	契約期間	提案期間の妥当性	15 点
3	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、名称の長さ等	15 点
4	経営の安定性	経営状況、安定性等	15 点
5	社会貢献等	社会貢献等の活動実績、今後の計画等	10 点
6	地域性	市内の事業所・事業所等の有無	5 点
合 計			100 点

(2) 選定結果

選定の結果は、全ての応募者に文書で通知する。

9 契約の締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、最終的な協議を行い、契約書を取り交わす。

10 公表

ネーミングライツ・パートナーとの契約締結後、当該法人の名称、施設の愛称、契約金額、契約期間等を市ホームページ等で公表する。

11 問い合わせ先

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2

喜多方市総務部財政課 電話 0241-24-5252

(別紙様式)

喜多方市「提案募集型」ネーミングライツ・パートナー事業申込書

年 月 日

喜多方市長 様

法人名
所在地
代表者名

「喜多方市「提案募集型」ネーミングライツ・パートナー募集要項」に基づき、次のとおり応募します。なお、この申込書、添付書類については、事実と相違ないことを確約します。

記

施 設 名	
提 案 する 愛 称 名	
ネーミングライツ料 希 望 金 額	年額 円（消費税額及び地方消費税額を含む）
愛称使用の希望期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
法 人 名	
業 種	
業 務 内 容	

【連絡先】

担 当 部 署	
担 当 者	役職名 氏名
電 話 ・ F A X	
E メールアドレス	

【添付書類】

- ・会社の概要がわかるもの（企業案内パンフレット等）
- ・印鑑登録証明書
- ・登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ・決算報告書（直近3年分）
- ・納税証明書（法人税、法人事業税、法人住民税：募集年度を含む直近2年度分）
- ・企業としての社会貢献活動等の実績、計画が確認できるもの（報道記事等）